(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の七五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　5(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二五を乗じて得た数値以上であること。

(二)　環境性能割の税率について、次のとおり対象を見直すこととした。(第四五一条関係)

(1)　次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(一)の適用を受けるものを除く。)一〇〇分の一

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　5(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の六〇を乗じて得た数値以上であること。

(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　5(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上であること。

(2)　次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(一)及び(1)の適用を受けるものを除く。)一〇〇分の二

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　5(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の五五を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　5(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。

(3)　(一)並びに(1)及び(2)の適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車　一〇〇分の三

(三)　令和元年一〇月一日から令和三年三月三一日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和三年一二月三一日まで延長することとした。(附則第二九条の八の二及び第二九条の一八関係)

(四)　令和三年度及び令和四年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に次のとおり種別割の税率を軽減することとした。(附則第三〇条関係)

(1)　電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車について、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。

(2)　三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)のうち、一定の排出ガス性能を備えたものであって、エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の九〇を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のものについて、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

(3)　三輪以上のガソリン軽自動車(2)の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)のうち、一定の排出ガス性能を備えたものであって、エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の七〇を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のものについて、税率の概ね一〇〇分の二五を軽減することとした。

8　事業所税

(一)　次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。

(1)　沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設に対する資産割の課税標準の特例措置(附則第三三条関係)

(2)　沖縄振興特別措置法に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置(附則第三三条関係)

(3)　沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置(附則第三三条関係)

(4)　沖縄振興特別措置法に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置(附則第三三条関係)

(二)　特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人にあっては令和五年三月三一日まで、個人にあっては令和四年分まで延長することとした。(附則第三三条関係)

(三)　一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものにおいて行う事業に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。(附則第三三条関係)

(四)　電気事業法に規定する配電事業又は特定卸供給事業の用に供する施設について、事業所税を非課税とする措置を講ずることとした。(第七〇一条の三四関係)

9　その他

(一)　五に伴い、地方団体の長は、指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者等から徴収することができないこととする等の措置を講ずることとした。(第一三条の四関係)

(二)　自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合における地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存並びに当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について、道府県知事の承認を不要とすることとした。(第七四八条及び第七四九条関係)

(三)　卸売販売業者等が行う製造たばこの売渡し又は消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類について、当該卸売販売業者等が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、一定の方法により、当該書類に係る電磁的記録の保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えることができることとした。(第七四八条及び第七四九条関係)